



将来都市像

1 まちづくりの基本理念

直方市は、昭和56年10月9日に、明るく住みやすいまちづくりを目指し、市民参加のもとで、市民生活の規範となる市民憲章を制定しました。市民憲章では、「わたしたち直方市民は、遠い昔から広く大きな遠賀川の流れと、高く秀でた福智の山々に親しみながら、ゆとりある豊かな心を育ててきました。この郷土を愛するわたしたちは、市民みずからのまちづくりをめざして、次の約束を定めます。」とし、5つの約束を定めています。

このようなことから、第5次総合計画では、この市民憲章をまちづくりの基本理念として、市民、住民組織、事業者、行政が、それぞれの責務を果たすことにより、「市民一人ひとりが、自ら考え、自ら行動する中で、輝き、信頼しあい、互いに支えあうことで、笑顔のあふれるまち」を目指します。

基本理念 (市民憲章)

明るく健全な家庭をきずき、
一、青少年をすこやかに育てるまちをつくります。

一、清潔で公害のない、健康と緑豊かなまちをつくります。

一、人に迷惑をかけない、平和なまちをつくります。

一、すべての人のしあわせをねがい、
一、公共のものを大切にするまちをつくります。

一、しごとに誇りと責任をもち、
一、生産と文化の高いまちをつくります。

2 まちの将来像

地方自治体を取り巻く社会経済環境は、人口減少社会の到来や、少子高齢化の進行などにより、劇的に変化しています。

直方市においても、社会経済環境の変化に加え、厳しい財政状況が続く中、多様化・複雑化する市民ニーズへの対応が課題となっています。

また、地方の自主性及び自立性を高め、地域の住民が、自らの暮らす地域の在り方について自ら考え、主体的に行動し、その行動と選択に責任を負うという住民主体の発想に基づく地域主権改革が進められています。本市においても、市民自らがまちづくりを行っていこうとする機運が芽生えつつあります。

このような状況の中で、本市が基礎自治体として、また、魅力あるまちとして将来にわたり輝き続けるためには、これまでの行政主体のまちづくりではなく、市民や自治会などの地縁組織、ボランティア団体やNPOなどの住民活動団体、事業者、行政などがそれぞれの役割を果たし、互いに力を合わせて地域の課題を解決する市民主体の地域づくりの実現が必要です。

また、本市には、母なる遠賀川と父なる福智山に代表される豊かな自然と、歴史的に形成された様々な都市機能や産業界での優秀な技術や技能の集積、歴史や伝統に支えられた文化など、次世代へつなげていくべき資源や宝があります。この資源や宝に磨きをかけることで、まちの魅力を高めていくことも必要です。こうした取り組みの上に、市民一人ひとりがまちづくりの原動力として輝き、人と人が信頼しあい、つながることにより、笑顔のあふれるまちを目指します。

未来を担う子どもたちをはじめ、市民の誰もがいつまでも住み続けたいと思えるよう、まちの将来像を

市民一人ひとりが輝き 笑顔つながるまち

とします。

用語解説

※地縁組織 ▶ 一定の地域に居住する住民などにより構成された組織。自治会や公民館などの組織。

※NPO ▶ 広範な分野で公益実現のために活動する、私的利害を目的としない民間非営利組織。特定非営利活動促進法により都道府県または内閣府より認証を受け法人格を有する組織もある。(出典: 地方自治の現代用語)

※住民活動団体 ▶ 地域社会ないし住民生活にとって何らかの形で意義を持ち寄与する住民の主体的な活動のための団体。(出典: 地方自治の現代用語)



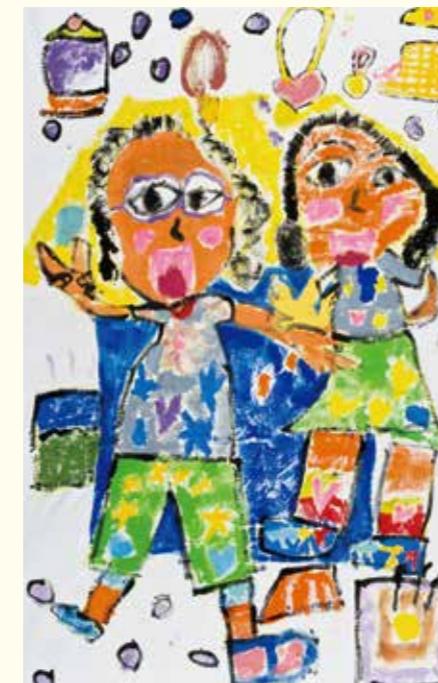
将来都市像

③ 土地利用の考え方

本市は、市域中央部を流れる遠賀川を軸とする水辺空間と、市域東西に位置する福智山系と六ヶ岳、また、農村集落と農地からなる豊かな緑地空間等、大都市近郊でありながら、豊かな自然に恵まれています。

また、江戸時代初期に黒田藩の支藩である東蓮寺藩（後の直方藩）の城下町として古くから町並みが形成された市域中央部は、明治以降の石炭産業の隆盛により交通の要衝として発展し、今日では、公共交通や公共施設、金融機関など様々な都市機能が集積しています。

これからのまちづくりにあたっては、豊かな自然環境の保全と魅力ある景観を形成するとともに、都市機能の集積を有効に活用した土地利用を推進し、自然と都市が調和するまちづくりを目指します。



④ 将来人口の見通し

国立社会保障・人口問題研究所の「人口統計資料(平成22年)」では、平成17年以降、我が国は、長期の人口減少社会に入り、高齢者人口の急速な上昇が予測されています。

平成22年国勢調査における本市の人口は57,686人で、平成12年国勢調査と比較して1,496人(2.5%)減少しています。今後も、第5次総合計画終了年限の平成32年には、平成22年4月時点の人口58,828人(住民基本台帳人口)から、約1割程度の減少が見込まれています。

また、人口に占める65歳以上の高齢者の割合も、平成22年4月時点の26.8%から、平成32年には34.6%となるものと予測されます。

直方市の人口	平成22年4月住民基本台帳人口	減少	平成32年の推計
	58,828人		53,486人

直方市の高齢者の割合	平成22年4月住民基本台帳人口	増加	平成32年の推計
	26.8%		34.6%

このような人口の減少や少子高齢化の進行は、将来のまちづくりに多大な影響を及ぼします。そのため、企業誘致や産業振興などによる雇用の場の確保や暮らしやすいまちづくりを推進することにより、若者や子育て世代など、将来のまちづくりを担う世代の定住促進の取り組みを進めます。この取り組みと同時に、子育て環境の充実に取り組むことにより出生率の向上を図るなど、人口減少の抑制を目指します。

さらに、中心市街地の活性化や観光資源の活用などを図ることで、まちの賑わいを創出し、活力あるまちづくりに取り組むことで、交流人口の増加を図ります。

用語解説

※交流人口 ▶ 通勤・通学、買い物、観光などで、その地域を訪れる人数。



まちづくりの基本目標

第1章 市民みんなで地域づくりを推進するまち



人口減少・少子高齢化社会の進行などによる著しい社会経済環境の変化により、これまでの行政主体の取り組みだけでは、複雑かつ多様化する地域の様々な課題に対応することが難しくなっています。

一方で、自治会など地縁組織の活動に加えて、各種のボランティア団体やNPOなどの住民活動団体が次々と生まれ、地域の課題を自らの手で解決しようとする精神が芽生えています。これらの動きを、次の時代の最重要の取り組みとして位置づけ、市民一人ひとりが、主体的に地域の活動に関わることで活性化を図り、市民と行政が協働しながら、いつまでも安心して暮らせる地域社会の構築を目指します。

これに併せて、行政においては、時代の変化に対応した自治体経営が求められることから、積極的な情報公開を行い、情報を市民と共有しながら、市民参画を推進します。

さらに、市民サービスの適切な水準の維持を図りながら、限られた経営資源である人材、財源、施設、情報等を、最適かつ効果的に、配分、運用することにより、効率的で質の高い自治体経営を目指します。

第3章 いきいきと笑顔で暮らせる心豊かなまち



市民一人ひとりが安心して暮らせるよう、福祉サービスと地域福祉の充実を図ります。

また、誰もが安心して医療を受けることができるよう、地域医療体制の維持と確保に努めます。

さらに、子育て支援の充実と地域全体で子どもを育てる環境づくりに努め、子どもを安心して産み、育てることのできるまちを目指します。

これからの中づくりには、地域の将来を担う人材を育てることが重要であることから、行政、学校、家庭、地域が一体となって、学力向上の取り組みや豊かな心を育む教育、国際社会・情報社会に対応する教育などの取り組みを進め、子どもの「生きる力」を育てます。

また、生涯学習の推進、文化やスポーツの振興、人権尊重社会の実現に努め、市民一人ひとりが心豊かに暮らせるまちを目指します。

第4章 未来へつなぎ活力を創造するまち



産業と観光の活性化は、まちに活力を与えます。将来にわたり本市が発展するためには、産業と観光の活性化により、地域経済が豊かになることが必要です。

本市の産業には、鉄道や高速道路など交通の要衝としての機能や、大都市近郊に位置するという地理的特性などの優位性と、優秀な技術・技能など、個々の産業が持つ強みがあります。

また、地域資源には、豊かな自然や歴史的遺産など、この地域にしか存在しない魅力があります。この強みを結びつけ、魅力をさらに高めます。

さらに、世界に目を向けた産業と観光の振興を図り、活力あるまちを目指します。

第2章 自然と共生し快適に安心して暮らせるまち



雄大な福智山と豊かな遠賀川に代表される美しい自然は、直方市の貴重な財産です。この豊かな自然環境の保全と景観に配慮した土地利用を推進します。

この土地利用の推進とともに、環境に優しい循環型社会の構築に努め、市民の誰もが環境に対する高い意識を持った、自然と共生するまちを目指します。

また、道路や公共交通など交通網の充実や上下水道の整備・改善と、防災体制の強化など災害対策の充実に努め、誰もが快適に、安心して暮らせるまちを目指します。



施策の大綱

第1章 市民みんなで地域づくりを推進するまち

第1節 市民主体の地域づくり

複雑かつ多様化する地域の様々な課題の解決には、自治会をはじめとする多様な地域活動の団体や企業などが一体となり、行政と力を合わせて、地域の課題に積極的に関わり、市民の力を最大限に發揮する地域づくりが必要です。

特に、自治会などの地縁組織と、ボランティア団体やNPOなど、地域や分野の枠を越えた様々な住民活動団体の連携・強化がより重要となることから、多様な団体で構成する新たな枠組みによる地域づくりを目指します。

そのため、地域づくりの中核となって活動する団体の育成・支援、また、地縁組織や様々な住民活動団体間の連携を強化する取り組みを推進します。

第2節 市民に開かれた行政運営

本市では、社会経済環境の大きな変化の中で、従来の画一的な制度や手法ではなく、地域の特性に合った独自の取り組みを市民とともに進めていく必要があります。

そのため、行政の計画策定などあらゆる場面に市民の参加を求め、市民の意見を広く計画に反映させることで、市民に開かれた行政運営を目指します。

また、情報を市民と共有するため、適切な個人情報の保護に配慮した積極的な情報公開と、広報・広聴活動の充実に努めます。

限られた経営資源である人材、財源、施設、情報等のより有効な活用により、市民サービスの向上に努めます。

さらに、民間活力の導入や広域連携の推進、事業の選択と集中などにより、健全で効率的な行政運営を推進します。

第2章 自然と共生し快適に安心して暮らせるまち

第1節 自然と都市が調和し快適に暮らせるまち

地域の特性に合わせた土地利用の推進を図り、自然環境の保全と景観に配慮した、調和のとれたまちを目指します。

また、JR直方駅を中心とする地域の都市機能の強化を図り、市民の利便性を高め、賑わいのあるまちを目指します。

さらに、道路や公共交通など交通網の充実と上下水道の整備・改善により、快適で利便性の高いまちを目指します。

第2節 自然と人が共生するまち

本市の豊かな自然をいつまでも残していくために、環境基本計画に基づく取り組みを推進し、自然環境の保全に努めます。

また、リサイクルの推進などにより、限りある資源の有効利用を図り、環境に優しい循環型社会の構築に努め、自然と共生するまちを目指します。

第3節 安全・安心なまち

自主防災の推進など、市民の力を活かした防災体制の強化を図ります。

また、地域ぐるみの防犯意識の高揚と交通安全教育の推進により、犯罪や交通事故の防止に努めます。

さらに、消防・救急体制の充実を図ることにより、市民が安心して暮らせるまちを目指します。

用語解説

※循環型社会 ▶ 省資源・省エネルギー、廃棄物の発生抑制と再利用、および環境負荷の軽減などを目指し、産業構造・生活様式・技術革新などを組み込んだ新たな経済社会システム。（出典：地方自治の現代用語）



施策の大綱

第3章 いきいきと笑顔で暮らせる心豊かなまち

第1節 すこやかで安心して暮らせるまち

市民一人ひとりが、自立し、健康で、安心して暮らせるまちづくりを目指します。そのため、「自ら守る健康」から「自らつくる健康」へ市民の健康意識の向上を図る健康づくりを推進します。また、地域の貴重な医療体制の維持及び確保に努め、誰もが安心して医療を受けられるまちを目指します。

第2節 ささえあう地域福祉社会

地域におけるふれあいや助け合いなど、人と人のつながりを大切にした地域でささえあう地域福祉や医療と介護の連携の推進により、高齢者が生きがいを持っていきいきと暮らし、また、障がいのある人が自立した暮らしができる、誰もが住みなれた地域で安心して暮らせるまちを目指します。

さらに、生活困窮者の自立に向けた適正な支援の推進など、生活支援の充実を図ります。

第3節 安心して子育てできるまち

安心して子どもを産み、育てることのできる環境の整備と、地域全体で子どもを育てる環境づくりに努めることにより、子どもたちの笑顔があふれ、心身ともにすこやかに、幸せに暮らせるまちを目指します。

第4節 生きる力を育む教育の充実と青少年の健全育成

確かな学力の定着と、豊かな心の醸成、すこやかな体づくりなど、子ども達の「生きる力」を育む教育の充実に努めるとともに、学習支援や教育施設など、教育環境の充実に努めます。

また、保育所、幼稚園、学校、家庭、地域が相互に連携して、すこやかな子どもを育てるとともに、地域における青少年の育成活動の促進により、青少年の健全育成に努めます。

第5節 生きがいと豊かな感性を育むまち

市民一人ひとりが、生きがいを持ちながら、健康で豊かに生活できるよう、生涯にわたって様々な場で学ぶ機会の拡充と、文化、芸術、スポーツに親しむ機会の充実に努めます。

また、貴重な文化遺産や伝統文化の保全と、市民の文化活動の活性化に努め、誰もが豊かでいきいきと暮らせるまちを目指します。

第6節 人権尊重社会の実現

人権は、すべての人々が幸せな生活を営むために保障された権利です。

しかしながら、社会生活の様々な場面で同和問題をはじめ、女性や障がい者等に対する偏見や差別、いじめや虐待が存在しています。

また、インターネットやメール等を利用した人権侵害も問題となっています。

人権教育・啓発に関する施策の推進を図り、一人ひとりの人権を尊重する社会の実現を目指します。

第7節 男女共同参画社会の実現

男性も女性も、性別による固定的な役割分担にとらわれず、職場、学校、地域、家庭などのあらゆる場面で、男女がお互いにその人権を尊重しつつ、それぞれの個性と能力を発揮して、共に参画していく男女共同参画社会の実現を目指します。



第4章 未来へつなぎ活力を創造するまち

第1節 時代をリードし成長する工業

あらゆる社会経済環境の変革に適応し、本市の基幹産業である工業がさらなる成長を続けるため、確かな技術に基づいた技術革新と新分野への挑戦、製品の高付加価値化、さらには、産業集積地の強みを活かした技術の統合・発展等に取り組みます。

また、アジア市場への販路拡大等、企業の海外に向けた事業展開を支援し、産業から始まる国際交流を目指します。

さらに、上頓野産業団地や植木メカトロビジネスタウンなど、市内の工場適地への企業誘致や、地場産業の新分野進出の促進など、新たな産業の誘導による安定的な雇用の確保と定住人口の増加を目指します。

以上の目標を達成するために、企業と行政がそれぞれの役割について共通の認識を持ち、協働して産業振興に取り組みます。

第2節 市民の暮らしの担い手となる商業とサービス産業

商業の振興については、郊外型商業集積と中心部に立地する市街地商業集積のそれぞれの特徴を活かした商業の活性化を目指します。

また、中心市街地の商店街においては、消費者ニーズの変化への的確な対応や農業など他の分野間の連携を促進し、魅力ある商店街づくりを推進します。

さらに、社会環境の変化等により、多様な市民ニーズが生じていることから、日常生活に密着した健康や福祉関係などの生活支援サービス産業や情報サービス産業の育成に努めます。

第3節 未来に夢を持つ農業

農業生産者が減少している中、後継者や新たな担い手が、将来に夢を持てる農業経営を行っていくことが必要です。

そのため、生産者と行政、関係機関との協働により、大都市近郊という地理的特性を活かした高付加価値な農産物の生産と、農業と2次産業、3次産業を結びつける取り組みを推進します。

また、米、麦、大豆などの土地利用型作物の生産については、作業の効率化、生産コストの低減などを推進します。

さらに、国内外の消費者に、より安全で安心な農産物の供給を行うことで消費者との相互信頼関係を構築します。

第4節 魅力あふれる観光

遠賀川や福智山などの豊かな自然や、城下町や石炭産業隆盛の面影を残す歴史的建造物など、本市の持つすばらしい地域資源にスポットをあて、魅力を再発見し、近隣市町村の観光資源との連携や産業など他の分野とのつながりを強めた産業観光の推進により、地域資源の魅力の向上を図ります。

また、様々な媒体を活用した戦略的で効果的な情報発信を行うことのできる体制を整備します。

さらに、観光ボランティアなどの市民の力を活かした人と人が交流する観光の振興を目指します。

用語解説

※高付加価値▶ 生産過程で新たに価値を加えることで、その価値を高めること。

※メカトロ▶ メカトロニクスの略。機械工学と電子工学を結合した技術。また、その技術を応用した電子機器装置のこと。

※産業観光▶ 歴史的・文化的に価値のある工場や機械などの産業文化財や産業製品を通じて、ものづくりの心に触れる目的とした観光。